

予備試験答案練習会（実務基礎科目(刑事)）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(15)	15	0
設問1			
報告書が「供述録取書等」に該当することを端的に論じられている		3	
「事実の有無に関する供述を内容とするもの」の解釈が問題となることを示している		3	
法316条の15第1項6号の趣旨から、定義を導き出している		3	
報告書の供述者を踏まえて、自説から当てはめができています		6	
※少数説に立ち、報告書が「供述録取書等」に該当しないとした場合、根拠や説得性に依拠して、14点を限度に点数をつける			
〔設問2〕	(25)	25	0
小問(1)			
直接証拠又は間接証拠のうち、いずれか又は両方の定義を挙げている		3	
証拠から認定できる事実を挙げ、要証事実と対比できている		6	
間接証拠に当たるとを指摘している		2	
小問(2)			
弁護人として述べるべき意見を正確に示している		2	
前科事実の顕著性を指摘している		4	
前科事実と本件との相当程度類似性を指摘している		4	
悪性格・性向を経由することの問題点を指摘している		4	
〔設問3〕	(9)	9	0
弁護人の尋問が誘導尋問に当たるとを端的に指摘している		2	
誘導尋問の規制の根拠条文を示している		2	
検察官として述べるべき異議内容を、具体的に示している		5	
〔設問4〕	(15)	15	0
法316条の17第1項が問題となることを指摘している		2	
最高裁判例を意識しつつ、公判前整理手続の趣旨から規範を定立している		4	
上記規範に基づいて、本問の事情を当てはめている		6	
制限の根拠として、法295条1項を示している		3	
〔設問5〕	(16)	16	0
誠実義務違反が問題となることを、端的に示している		4	
誠実義務違反の判断要素を、具体的に示している		5	
上記考慮要素に基づいて、適切に当てはめている		7	
※その他の規程を挙げて論じた場合も、根拠や説得性に依拠して10点を限度に点数をつける			
裁量点	(20)	20	
合計	(100)	100	0